特定猟具使用禁止区域

鳥獣保護区特別保護地区（国指定）

指定猟法禁止区域

鳥獣保護区

鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区

① 北山ダム鳥獣保護区
佐賀市三瀬村大字杠の市道7708号詰瀬岸高線と県道39号富士三瀬線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み佐賀市富士町の市道7206号馬場野2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み農免農道関屋線との交点に至り、同所から同農道を北に進み市道251号藤瀬関屋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道299号三瀬栗並線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同県道の分岐点へ至り、同所から同県道を北東に進み同県道の分岐点に至り、同所から同県道を南東に進み同県道の分岐点に至り、同所から同県道を南に進み同県道の分岐点に至り、同所から同県道を東に進み市道305号松尾北山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道275号松尾湯の原線との交点に至り、同所から同県道を東に進み国道263号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道7708号詰瀬岸高線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

② 天山鳥獣保護区
唐津市厳木町天川の市道天山線と里道の交点を起点とし、同里道を南東へ進み唐津市と佐賀市の境界線に至り、同境界線沿いに400メートル南へ進み、同地点から東へ直線距離で200メートル進み、同地点から南へ直線で進み佐賀市と小城市との境界線に至り、同地点から谷沿いへ南へ進み林道河内線に至り、同林道を西へ進み管理車道多久・小城線に至り、同管理車道を南西へ進み林道袖山線に至り、同林道を西北西へ進み多久市と唐津市との境界線に至り、同境界線を西北西へ進み天山ダム沿いの道に至り、同沿道を北へ進み市道天山線に至り、同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

③ 金立鳥獣保護区
佐賀市久保泉町の県道佐賀川久保鳥栖線と藤付川との交点を起点とし、同県道を西へ進み市道花畑線との交点に至り、同市道を西へ進み同市金立町大字金立と同市大和町大字久池井の境界との交点に至り、同境界を北へ進み林道金立山線の終点に至り、同地点から同市久保泉町大字川久保西原地区に通じる金立神社参道を南へ進み金立地区と久保泉地区の境界との交点に至り、同境界を南へ進み斎場東側から金立SA東縁に沿って藤付川との交点に至り、同河川を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

④ 石井樋鳥獣保護区
佐賀市大和町大字尼寺の県道48号佐賀外環状線と市道6045号石井樋祇園さん線との交点を起点とし、同市道を南へ進み県道401号佐賀環状自転車道との交点に至り、同県道を南へ進み県道248号鍋島停車場東山田線との交点に至り、同県道を北西へ進み市道709号嘉瀬川堤防1号線との交点に至り、同市道を北へ進み県道48号佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑤ 森林公園鳥獣保護区
佐賀県立都市公園条例(昭和36年佐賀県条例第32号)により設置された森林公園の区域のうち嘉瀬川の東側水際線より東の区域

⑥ 加唐島鳥獣保護区
唐津市鎮西町加唐島全域

⑦ 小川島鳥獣保護区
唐津市呼子町小川島全域

⑧ 松島鳥獣保護区
唐津市鎮西町松島全域

⑨ 馬渡島鳥獣保護区
唐津市鎮西町馬渡島全域

⑩ 玄海鳥獣保護区
唐津市鎮西町大字串の国道204号外津線と同町の海岸線との交点を起点とし、同所から海岸線を北へ進み玄海水産振興センターの敷地西側境界との交点に至り、同所から同境界を北へ進み公園道路に至り、同所から同道路を北へ800メートル進み更に東へ300メートル進み県道波戸岬線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み市道波戸港線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み海岸線に至り、同所から海岸線を南東へ進み国道204号名護屋大橋との交点に至り、同所から同国道を西へ進み県道唐津呼子線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み市道在郷町森木線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み市道白畑線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み国道204号との交点に至り、同所から同国道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び起点から同国道を南西へ進み外津橋を通り玄海町に入り更に南へ進み町道浜野浦仮立線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み更に南へ進み国道204号との交点に至り、同所から同国道を南へ進み有浦川との交点に至り、同所から海岸線を北西へ進み国道204号外津橋を通り起点に至る線で囲まれた区域

⑪ 唐津鳥獣保護区
市道和多田二タ子線と市道菜畑見借線との交点を起点とし、同市道に沿って南西へ進み農道衣干山線との交点に至り、同農道に沿って北西へ進み佐志川との交点に至り、同川に沿って北へ進み八幡橋との交点に至り、同交点から唐津湾海岸線沿いに東へ進み唐津湾を経てさらに海岸線沿いに進み大島に至り、同海岸線に沿って大島を回り大島船溜道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み臨港道路の東港埠頭先端道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み東港岸壁道路との交点に至り、同道路に沿って西へ進み東港埠頭1号連絡道路との交点に至り、同道路に沿って北へ進み東港埠頭1号道路との交点に至り、同道路に沿って西へ進み二タ子道路との交点に至り、同道路に沿って南西へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を北西へ進み臨港道路の大島道路との交点に至り、同道路に沿って南西へ進み市道和多田二タ子線との交点に至り、同市道に沿って南東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

⑫ 高島鳥獣保護区
唐津市高島全域

⑬ 鏡山鳥獣保護区
唐津市鏡の鏡山山頂の県道鏡山公園線と鏡山公園敷地境界との接点を起点とし、同敷地境界を東へ進み同市浜玉町横田下1607番4の地番界との接点に至り、同地番界に沿って北へ進み同地番界の北端を経て同字1296番55の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南へ進み同市半田字大立448番96の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南西へ進み同字448番14の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南西へ進み同字448番43の地番界との接点に至り、同地番界に沿って北へ進み同字448番12の地番界との接点に至り、同地番界に沿って西へ進み同字448番11の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南西へ進み同字448番123の地番界との接点に至り、同地番界を西へ進み公衆用道路との接点に至り、同道路を北西へ進み市道半田鏡山線との交点に至り、同市道に沿って南西へ進み同市半田大立448番138及び同字448番124の地番界との接点に至り、同地番界に沿って北へ進み同字448番110の地番界との接点に至り、同地番界に沿って西へ進み鏡山公園敷地境界との接点に至り、同敷地境界に沿って西へ進み同敷地境界の北端を経て南東へ進み溜池の堤塘を経て起点に至る線に囲まれた区域

⑭ 樫原鳥獣保護区
唐津市七山の市道滝川・桑原・杉山線と唐津市と佐賀市の境界との交点を起点とし、同境界に沿って西へ進み字樫原と字山田の境界線に至り、同境界線を西へ尾根伝いに約200メートル進み字麻迫の境界線との交点に至り、同交点から字樫原と字麻迫との境界線を北へ尾根伝いに300メートル進み、同地点から山頂(通称：日当平)を通る尾根伝いに北へ進み字麻迫と字樫原の境界線と市道滝川・桑原・杉山線との交点に至り、同交点から尾根伝いに500メートル進み佐賀市との境界に至り、同境界に沿って東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

⑮ 池原鳥獣保護区
唐津市七山池原の滝川支流岳川と袋底川の交点を起点とし、袋底川を東へ進み市道袋底岳川線との交点に至り、同市道を南へ進み長石採石場に通じる里道との交点に至り、同里道を南へ進み同市七山池原と同市厳木町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み同市厳木町片原に至る里道との交点に至り、同里道を北へ進み市道大屋敷岳川鳥巣線との交点に至り、同市道を北へ進み広域基幹林道佐賀北部線との交点に至り、同林道を東へ進み岳川との交点に至り、同河川を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑯ 下千田溜池鳥獣保護区
唐津市北波多下平野の下千田溜池全域

⑰ 作礼山鳥獣保護区
唐津市厳木町平之の市道作礼山線と里道との交点を起点とし、起点から市道作礼山線を南西へ約900メートル進み急カーブ(右回り)の突端に至り、同所から唐津市相知町伊岐佐と唐津市厳木町平之との境界にある唐津市相知町伊岐佐側の林道白木々場線の終点への見通し線に沿って同林道終点に至り、同林道を北西へ進み林道鶴～白木々場線に至り、同林道を北へ進み林道三方山線に至り、同林道を北へ進み市道長野・山瀬線との交点に至り、同市道を北へ進み伊岐佐ダム南側の市道辻山線との交点に至り、同所から同市道、市道白木・伊岐佐ダム線及び林道半田～伊岐佐線を経由して伊岐佐ダムの周辺を回り市道長野・山瀬線との交点に至り、同市道を北東へ進み国有林佐賀西部森林計画区111林班と同115林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み同109林班に至り、同林班り小班とり1小班との小班界及びぬ1小班とぬ2小班との小班界を進み同107林班に至り、同林班に小班とに1小班との小班界を進み起点北側の里道に至り、同里道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑱ 岸岳鳥獣保護区
国有林佐賀西部森林計画区岸岳101林班ね小班、本城104林班れ小班並びに荒平105林班ぬ小班及びね小班の区域(岸岳山頂付近の天然林の区域)

⑲ 稗田鳥獣保護区
唐津市北波多稗田字鮎帰りの市道停車場～帆柱線沿いの鮎帰り溜の区域並びに字丸尾の市道稗田駒鳴線沿いの新溜上、新溜下及び帆柱溜を囲む区域

⑳ 八幡岳鳥獣保護区
唐津市相知町平山上と伊万里市と武雄市との境界点を起点とし、起点から国有林佐賀東部森林計画区117林班の林班界に沿って北西へ進んでから北東へ進み林道八幡岳線と南川原川との交点に至り、同林道を東へ進み八幡岳登山道との交点に至り、同登山道を南へ進み県道315号川古平山上線との交点に至り、同所から八幡岳キャンプ場の遊歩道を北西へ進み県道323号八幡岳公園線との交点に至り、同県道を西へ進み唐津市と武雄市の境界線との交点に至り、同境界線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉑ 九千部山鳥獣保護区
鳥栖市牛原町の市道井川口・天神松線と市道四阿屋線との交点を起点とし、起点から市道四阿屋線を西へ進み市道四阿屋・筑紫神社線に至り、同市道を北西へ進み市道若林本線に至り、同市道を北西へ進み東河内林道との交点に至り、同林道を北西へ進み佐賀県と福岡県の県境との交点に至り、同県境を北東へ進み鳥栖市と基山町の境界との交点に至り、同境界を南東へ進み九州電力送電線佐賀幹線との交点に至り、同送電線を南西へ進み県道329号九千部山公園線との交点に至り、同県道を南東へ進み河内防災ダムの東側に至り、同所から同ダム東側を南へ進みダム管理道路に至り、同管理道路を西へ進み市道川口・天神松線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉒ 石谷山鳥獣保護区
三養基郡みやき町大字簑原字古田原の県道早良中原停車場線と鳥栖市とみやき町の境界を結ぶ里道との交点を起点とし、同所から同里道を東北東に進み鳥栖市とみやき町の境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み石谷山・雲野尾峠登山道との交点に至り、同所から同登山道を南東に進み国有林佐賀東部森林計画区大石谷6林班と7林班の班界との交点に至り、同所から同班界を南に進み市道立石・御手洗滝線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山田3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み広域基幹林道九千部山横断線との交点に至り、同林道を西に進み県道早良中原停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

㉓ 朝日山鳥獣保護区
鳥栖市真木町の市道轟木・衛生処理場線の轟木橋を起点とし、起点から南へ進み福岡県との県境に至り、同地点から県境に沿って南西へ250メートル進み更に北西へ進み市道上分・島線との交点に至り、同市道を北へ進みＪＲ鹿児島本線を横断して市道牽牛・幸津線の喜平橋に至り、同市道を西へ進み市道上川原・火焼2号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道安良・下野線との接点に至り、同市道を北へ進み市道轟木・村田線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道朝日2号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道朝日山1号線との交点に至り、同市道を西へ進み市道村田・朝日山線との接点に至り、同市道を南西へ進み市道村田公民館・一本松線との交点に至り、同市道を西へ進み市道八幡神社通線との交点に至り、同市道を北へ進み八幡神社前を西へ進み市道村田町住宅・平田線との交点に至り、同市道を北へ進みＪＲ長崎本線との交点に至り、同ＪＲ線の敷地南側境界線を東へ進み市道山浦・安良線との交点に至り、同市道を南へ進み市道浦田川・大楠線との交点に至り、同市道を東へ進み市道大楠・西中線との交点に至り、同市道を南へ進み市道轟木・村田線との交点に至り、同市道を南西に進み市道轟木・蔵上線との交点に至り、同市道を東へ進み市道牽牛・幸津線との交点に至り、同市道を南へ進み市道二本黒木・一本杉線との交点に至り、同市道を南東へ進みＪＲ鹿児島本線との接点に至り、同地点から同ＪＲ線を横断し市道五本黒木・一本杉線の西端への見通し線を経て同市道へ至り、同市道を東へ進み市道五本黒木・一本柳線との交点に至り、同市道を南へ進み市道一本柳線との交点に至り、同市道を東へ進み市道轟木・衛生処理場線との交点に至り、同市道を南へ進み県道中原鳥栖線を経て起点に至る線で囲まれた区域

㉔ 鬼の鼻山鳥獣保護区
多久市南多久町の林道井上支線と林道井上線との交点を起点とし、同林道を南へ進み同市と大町町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み同市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み鬼の鼻山を経て市道梅野線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道東の原中野線との交点に至り、同市道を東へ進み天ケ瀬ダム道路との交点に至り、同道路を南東へ進み市道宮の前天ケ瀬井上線との交点の手前200メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉕ 日南郷鳥獣保護区
林道日南郷線と県道316号川内・野浦ノ崎港線との交点を起点とし、県道316号線に沿って北へ進み林道日南郷線との交点に至り、同地点から林道日南郷線に沿って東へ進み林道日南郷線と佐賀森林管理署作業道との交点に至り、同作業道を南へ進み民有地との交点に至り、佐賀西部森林計画区の国有林名蛇古場1,034林班と民有地との境界線を西へ進み同1,034林班と国有林名日南郷1,035林班との境界線との交点に至り、この境界線に沿って北へ進み林道日南郷線との交点に至り、同林道を西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

㉖ 黒髪山鳥獣保護区
武雄市の市道宮野線と市道乳待坊線との交点から樫平谷に沿って400メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から市道乳待坊線を南東へ進み市道宮野線に至り、同市道を南東へ進み市道黒髪山線との交点に至り、同市道を南へ進み養鶏場東側の道路に至り、同道路を南東へ進み市道水尾線に至り、同市道を南東へ進み県道257号梅野有田線に至り、同県道を南西へ進み有田町の泉山交差点に至り、同所から県道233号上有田停車場線を西へ進み県道281号大木有田線に至り、同県道を南西へ進み県道344号伊万里有田線に至り、同県道を北西へ進み県道281号大木有田線に至り、同県道を北へ進み有田町広瀬山の林道竜門線に至り、同林道を北へ進み鍋島藩牧場跡に至り、同所から北へ進み越ノ峠の山道に至り、同山道を東へ進み林道腰岳青螺山線に至り、同林道を東へ進み終点の伊万里市岩谷に至り、同所から南へ進み伊万里市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を西へ進み立古場山山頂へ至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域

㉗ 高野鳥獣保護区
多久市と大町町との市町界、多久市と武雄市との市界及び大町町と武雄市との市町界との交点を起点とし、同地点を南へ進み市道鬼ケ鼻線との交点に至り、同市道を西へ進み農免道路に至り、同農免道路を西へ進み県道武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み多久市と武雄市との市界との交点に至り、同市界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉘ 下宿鳥獣保護区
嬉野市嬉野町大字下宿の国道34号と市道大畑内野山線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み高速自動車国道九州横断自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み国道34号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

㉙ 鹿島鳥獣保護区
県道282号奥山鹿島線と石木津川との交点にある井手分橋を起点とし、同起点から同県道に沿って南南東に進み県道283号古枝肥前浜停車場線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み国道207号鹿島バイパスとの交点に至り、同点から同国道に沿って東に進み市道古場切浜漁港線との交点に至り、同点から同市道に沿って北東に進み鹿島市立鹿島東部中学校前の里道との交点に至り、同点から同里道に沿って南に進み市道松岡神社通り線との交点に至り、同点から同市道に沿って南に進み市道野畠鮒越線との交点に至り、同点から同市道に沿って南に進み市道大広木矢答線との交点に至り、同点から同市道に沿って北西に進み県道282号奥山鹿島線との交点に至り、同点から同県道に沿って南に進み市道土穴上古枝線との交点に至り、同点から同市道に沿って西に進み上古枝橋に至り、同点から西に直線に進み市道普明寺小星線と市道小星線との交点に至り、同点から市道普明寺小星線に沿って北東に進み市道小星線との交点に至り、同点から市道普明寺小星線に沿って北に進み普明寺墓地と同市道の交点に至り、同点から西北西に直線に進み里道と市道辻鉾扮線との交点に至り、同点から同市道に沿って北西に進み弥川内橋に至り、同点から石木津川に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

㉚ 多良岳鳥獣保護区
藤津郡太良町の広域基幹林道多良岳横断線と佐賀県と長崎県の県境との交点を起点とし、同県境を西へ進み金泉寺、経ヶ岳を経て鹿島市の国有林佐賀東部流域72林班の林班界に至り、同林班界を谷沿いに北東へ進み本城片木山(本城側)林道との交点に至り、同林道を北西へ進み国道444号との交点に至り、同国道を北へ進み広域基幹林道多良岳横断線との交点に至り、同林道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉛ 八丁ダム鳥獣保護区
小城市小城町八丁地区生活環境保全林区域内(同市小城町の県道天山公園線に接する八丁ダム管理道を南へ300メートル進み遊歩道と接する地点を起点とし、同遊歩道を東に進み芝生広場を経て北へ進み作業道八丁線との交点に至り、同作業道を北へ進み八丁キャンプ場入口に至り、同所から遊歩道を北西に進み生活環境保全林内管理道の終点に至り、同管理道を始点側に進み八丁ダム管理道との交点に至り、同管理道を南へ進み公団造林地内作業道との交点に至り、同作業道を東へ進み終点の展望所の頂上に至り、同所から北西に150メートル進み八丁ダム放水路に至り、同放水路を北西に進み同管理道との交点に至り、同管理道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域)

㉜ 岡本鳥獣保護区
小城市小城町吉田祇園橋(須賀神社前)を起点とし、祇園川沿道から県道佐賀外環状線に通じて岡本玉龍寺御門前から市道岡本西分線を経て西分公民館前三叉路に至り、同所から西分溜池へ800メートル北へ進み西分溜池南側吉原山に至る山道を400メートル経て小城町北浦溜池東側管理道に至り、同管理道を南へ進み北浦溜池南側を経て県道小城富士線に至り、同県道を南へ進み祇園川橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

㉝ 桜岡鳥獣保護区
小城市都市公園条例(平成17年小城市条例第159号)により設置された小城公園の区域と同公園に隣接する宗教法人岡山神社の区域を合わせた区域

㉞ 唐泉山鳥獣保護区
佐賀東部森林計画区の国有林名塩田・唐泉山1087林班に小班、国有林名谷所・唐泉山1087林班ほ小班、国有林名下野・唐泉山1087林班へ小班及び国有林名美野1087林班と小班、市有地唐泉山生活環境保全林並びに民有地八天神社有地とを合わせた区域

㉟ 岩屋川内鳥獣保護区
嬉野市嬉野町大字下宿の国道34号と県道大村嬉野線の交点を起点とし、同県道を南東へ進み市道皿屋岩屋川内線との交点に至り、同市道を東へ進み林道田代線との交点に至り、同林道を南東へ進み農道金松線との交点に至り、同農道を西へ進み市道金松線との交点に至り、同市道を南へ進み林道金松1号線との交点に至り、同所から農道に至り、同林道を東へ進み市道鹿谷金松線との交点に至り、同市道を南へ進み県道大村嬉野線との交点に至り、同県道を南へ進み嬉野市宇坪部落の農道宇坪線との交点に至り、同農道を西へ進み佐賀県と長崎県の県境に至り、同県境を北西へ進み農道陣野線との交点に至り、同農道を北へ進み市道陣野1号線との交点に至り、同市道を北へ進み農道小杭線との交点に至り、同農道を東へ進み市道小杭線との交点に至り、同市道を北へ進み市道井手口線との交点に至り、同町道を北へ進み市道下岩屋線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊱ 脊振山鳥獣保護区
神埼市と佐賀市との境界線と福岡県と佐賀県との境界線との交点を第1起点とし、第1起点から佐賀県と福岡県との境界線を南東へ進み脊振山南西の九州自然歩道に至り、同歩道を南へ進み蛤岳を経て南東へ進み国有林佐賀東部森林計画区14林班と同15林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み永山林道に至り、同林道を南へ進み吉野ヶ里町松隈の森林基幹道蛤岳横断線との交点に至り、同基幹道を北西へ進み吉野ヶ里町と神埼市との境界線に至り、同境界線を北東へ進み国有林と民有林との境界線に至り、同境界線を北西へ進み県道305号脊振山公園線を横断してさらに北西へ進み神埼市と佐賀市との境界線に至り、同境界線を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区21林班と同22林班との境界線を経て第1起点に至る線で囲まれた区域及び国道385号と県道46号中原三瀬線との交点を第2起点とし、第2起点から同国道を南へ進み有限会社吉尾土木横の農道に入り、同農道を西へ進み歩道に至り、同歩道を北西へ進み林道松隈線との交点に至り、同林道を南西へ進み林道佐賀東部線との交点に至り、同林道を北西へ進み市有林と国有林佐賀東部森林計画区42林班との境界線に至り、同林班の林班界を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区40林班との林班界に至り、国有林佐賀東部森林計画区40林班の林班界を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区43林班を経て神埼市神埼町と神埼市脊振町との境界線に至り、同境界線を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区41林班の林班界に至り、同林班界を北東へ進み県道46号中原三瀬線との交点に至り、同県道を南東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域

㊲ 日の隈鳥獣保護区
神埼市神埼町二子にある二子交差点北西側を起点とし、同地点から県道川久保鳥栖線を西へ進み市道日の隈～唐香原線との交点に至り、同市道を北へ進み市道日の隈公園～仁比山公園線との交点に至り、同市道を北へ進み市道北外～開拓団線の交点に至り、同市道を北へ進み九州横断自動車道側道との交点に至り、同側道を西へ進み佐賀市と神埼市の境界との交点に至り、同境界を北へ進み神埼市神埼町と神埼市脊振町との境界に至り、同境界を東へ進み国有林と民有地の境界との交点に至り、同境界を南へ進み城原トンネルを経て九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道北側を西へ進み菅生川との交点に至り、同川の右岸側を南東に進み字上善寺と字四本松の字界との交点に至り、同字界を南へ進み県道川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊳ 基山鳥獣保護区
三養基郡基山町の福岡県と佐賀県の県界と町道長葉山線との交点を起点とし、同町道を南へ進み町道三国・丸林線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道城戸1号線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道天台寺線との交点に至り、同町道を西へ進み町道中山線との交点に至り、同町道を南へ進み県道基山公園線に至り、同県道を西へ進み同県道の終点に至り、同所から里道を北西へ進み契山の谷に至り、同所を北西へ契山の谷に沿って進み佐賀県と福岡県の県界に至り、同県界を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊴ 古木場ダム鳥獣保護区
西松浦郡有田町戸矢甲近戸川と町道戸矢21号線との交点を起点とし、同町道を東へ進み有田川との交点に至り、同川を東へ進み町道古木場3号線と里道との交点に至り、同里道を東へ進み町道戸矢・境界線との交点に至り、同町道を南へ進み元山歩道との交点に至り、同歩道を東へ進み金山山頂へ至り、同所から北東へ尾根伝いに進み三夜浦山山頂へ至り、同所から有田町と武雄市との境界を東へ進み農道境野1号線との交点に至り、同農道を南へ進み町道境野6号線との交点に至り、同町道を南へ進み町道戸矢・境界線との交点に至り、同町道を東へ進み町道境野7号線との交点に至り、同町道を南へ進み字大谷口と字広切の境界との交点に至り、同所から同境界を南西へ進み広切山山頂を経て同所から字大谷口と字広切との境界を南へ進み町道境野7号線との交点に至り、同所から字丸田原と字広切との境界を南へ進み佐賀県と長崎県との県境界に至り、同所から同県境界を西へ進み字近戸と字岩峠との境界との交点に至り、同所から同境界を北へ進み県道有田ポーセリンパーク線との交点に至り、同所から尾根伝いに北へ進み遠見岳山頂を経て、更に尾根伝いに北へ進み県道有田ポーセリンパーク線との交点に至り、同県道を東へ進み近戸川との交点に至り、同所から同川を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、黒切手ため池北側の農地を除く。

㊵ 水堂鳥獣保護区
杵島郡白石町大字馬洗の県道武雄白石線と町道馬洗第2号線と里道との交点を起点とし、同所から町道馬洗第2号線を東へ進み船野山園内道路との交点に至り、同園内道路を南へ進み林道船野山線との交点に至り、同林道を西へ進み県道久間白石線との交点に至り、同県道を東へ進み町道嘉瀬川線との交点に至り、同町道を西へ進み林道湯崎線との交点に至り、同林道を南へ進み湯崎園内道路との交点に至り、同園内道路を南へ進み林道川津嘉瀬川線との交点に至り、同林道を南へ進み旧白石町と旧有明町との境界に至り、同所から同境界を東へ進み町道須古南北線との交点に至り、同町道を南東へ進み県道白石大町線との交点に至り、同県道を南へ進み町道辺田三社線との交点に至り、同町道を西へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道田野上線との交点に至り、同町道を西へ進み町道北端高原線との交点に至り、同町道を南へ進み町道錦橋線との交点に至り、同町道を東へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、町道古賀辺田線を東へ進み県道白石大町線との交点に至り、同県道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、同町道を南東へ進み国道207号との交点に至り、同国道を南へ進み町道深浦東部線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道深浦西部線との交点に至り、同町道を西へ進み町道山ノ根観音線との交点に至り、同町道を北へ進み町道山ノ根坂田線との交点に至り、同町道を南東へ進み県道久間深浦線との交点に至り、同県道を西へ進み白石町と嬉野市との市町境界との交点に至り、同所から同境界を北東へ進み武雄市と白石町との市町境界との交点に至り、同所から同境界を北へ進み武雄市の市道永池線と白石町の里道との交点に至り、同所から同里道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊶ 糸岐鳥獣保護区
藤津郡太良町糸岐の城平橋を起点とし、林道城平1号線を南へ進み作業道城平1号線との交点に至り、同作業道を南へ進み林道城平線との交点に至り、同林道を北へ進み作業道当木線との交点に至り、同作業道を南へ進み町道嘉瀬ノ坂日当線との交点に至り、同町道を南へ進み町道南木庭線との交点に至り、同町道を南へ進み町道亀ノ浦・金目線との交点に至り、同町道を西へ進み町道大野線との交点に至り、同町道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

鳥獣保護区特別保護地区

⚠1 北山ダム特別保護地区
北山ダム鳥獣保護区のうち、佐賀市富士町の北山ダムえん堤を起点とした21世紀県民の森のサイクリングロードで囲まれた区域

⚠2 黒髪山特別保護地区
武雄市の市道宮野線と市道乳待坊線との交点から樫平谷に沿って400メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から市道乳待坊線を南へ進み大字宮野字古場1883番2地先に至り、同所と雌岩南端とを直線で結ぶ線に沿って雌岩南端に至り、同所と黒髪山山頂とを直線で結ぶ線に沿って黒髪山山頂に至り、同所から有田町と武雄市との市町界を北へ進み伊万里市と武雄市との市界に至り、同境界を北東へ進み立古場山山頂に至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域

⚠3 権現山特別保護地区
神埼郡吉野ヶ里町の林道杢の瀬線と町道権現平線と林道松隈線との三叉路を起点とし、林道松隈線を南東へ進み権現山生活環境保全林内の駐車場に至り、同駐車場から延びている歩道をアドベンチャーバレーSAGAを左手にみて北西へ進み権現山生活環境保全林と国有林佐賀東部森林計画区42林班との境界線に至り、同境界線を北東へ進み大字松隈字権現平593番1地先の小川に至り、同小川を北へ進み林道杢の瀬線との交点に至り、同林道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⚠4 竜門ダム特別保護地区
西松浦郡有田町広瀬山の竜門ダムを周回する町道大平線と町道広瀬山・住吉線で囲まれた区域(ダム管理施設を除く。)

⚠5 多良岳特別保護地区
多良岳県自然環境保全地域の区域(藤津郡太良町大字多良字多良嶽8377番1及び8378番並びに大字多良字経ヶ嶽8379番1の一部、8379番18の一部及び8379番36)

特定猟具使用禁止区域

① 大和特定猟具使用禁止区域(銃器)
佐賀市大和町久留間の県道松尾佐賀停車場線と市道今山川上線との交点を起点とし、同市道を東へ進み県道川上牛津線との交点に至り、同県道を南へ進み市道川上惣座線との交点に至り、同市道を東へ進み国道263号との交点に至り、同国道を南へ進み市道久池井中央線との交点に至り、同市道を東へ進み市道尼寺春日線との交点に至り、同市道を北へ進み市道春日線との交点に至り、同市道を北へ進み市道側道1号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道小川礫石線との交点に至り、同市道を南へ進み市道惣座権現原線との交点に至り、同市道を東へ進み同市金立町大字金立と同市大和町大字久池井の境界との交点に至り、同境界を南へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み市道国分1号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道尼寺団地鍵尾線との交点に至り、同市道を西へ進み尼寺下水路との交点に至り、同水路を南へ進み同市高木瀬町大字長瀬と同市大和町大字尼寺との境界に至り、同境界を西へ進み市道天満宮河畔公園線との交点に至り、同市道を北へ進み市道石井樋駄市川原線との交点に至り、同市道を西へ進み市道石井樋祇園さん線との交点に至り、同市道を北へ進み市道祇園さん惣座線との交点に至り、同市道を北へ進み長崎自動車道高架下北側の市道惣座2号線との交点に至り、同市道を西へ進み市道嘉瀬川堤防2号線との交点に至り、同市道を南へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み県道川上牛津線との交点に至り、同県道を南へ進み市道於保大久保線との交点に至り、同市道を北へ進み市道川上中央線との交点に至り、同市道を西へ進み県道松尾佐賀停車場線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

② 岩田久保泉特定猟具使用禁止区域(銃器)
神埼市神埼町の市道日の隈唐香原線と県道佐賀川久保鳥栖線との交点を起点とし、同県道を西へ進み佐賀市と神埼市の境界との交点に至り、同境界を南へ進み市道草場櫟木線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との分岐点に至り、同農道を北へ進み市道西原櫟木線との交点に至り、同市道を北西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み佐賀市久保泉町の今井出橋に至り、同橋梁から巨勢川沿いに北へ進み蛍橋に至り、同橋梁から市道宮分西原線を東へ進み県道佐賀脊振線との交点に至り、同地点から北へ100メートル進み里道との交点に至り、同地点から上分3集落と下分集落の境界沿いに東へ進み同市と神埼市の境界との交点に至り、同境界を北へ進み九州横断自動車道との交点に至り、同高速道路を東へ進み市道日の隈唐香原線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

③ 巨勢川調整池特定猟具使用禁止区域(銃器)
佐賀市金立町大字薬師丸字牟田口の巨勢川と市の江幹線水路が合流する地点を起点とし、同水路を西へ進み大字千布字筑州三本柳の里道との交点に至り、同里道を北へ進み大字千布字雲州三本松の黒川を渡った地点に至り、同地点から東へ進み巨勢川との交点に至り、同川を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域(巨勢川調整池全域)

④ 佐賀特定猟具使用禁止区域(銃器)
佐賀市鍋島町の県道248号鍋島停車場東山田線と市道34号増田植木線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道23号上高木鱗久線との交点に至り、同市道を東へ進み市道1881号多布施川堤防線との交点に至り、同市道を北へ進み市道35号鱗久平尾線との交点に至り、同市道を東へ進み市道3761号坪上南小路線との交点に至り、同市道を北へ進み市ノ江幹線水路との交点に至り、同水路に沿って南東へ進み県道31号主要地方道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道南へ進み市道3号東高木線との交点に至り、同市道を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を東へ進み巨勢川との交点に至り、巨勢川を南下し佐賀江川との交点に至り、佐賀江川を東へ進み市道3312号巨勢広城1号線との交点に至り、同市道を南へ進み県道266号江上光法停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道2116号犬尾江上線との交点に至り、同市道を西へ進み市道3188号北川副小学校北分線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2117号江上西線との交点に至り、同市道を西へ進み市道1363号北川副小学校北線との交点に至り、同市道を南へ進み市道3219号木原増田宿線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2118号北川副小学校東線との交点に至り、同市道を南へ進み市道28号光法新郷線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2151号新村下武線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2152号ひやあらんさん線との交点に至り、同市道を南へ進み市道3274号川副中央幹線との交点に至り、同市道を南へ進み県道48号主要地方道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み県道30号主要地方道佐賀川副線との交点に至り、同県道を北へ進み県道49号主要地方道佐賀空港線との交点に至り、同県道を南へ進み県道48号主要地方道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み国道444号との交点に至り、同国道を西へ進み嘉瀬川との交点に至り、嘉瀬川沿いに北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を東へ進み県道248号鍋島停車場東山田線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、森林公園鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

⑤ 諸富特定猟具使用禁止区域(銃器)
佐賀市諸富町加与丁の市道加与丁・尾ノ島橋線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道上大津中央線との交点に至り、同市道を東へ進み市道上大津北部1号線と市道千歳大堂村線との交点に至り、同市道を南へ進み市道東部ライスセンター橋津線との交点に至り、同市道を東へ進み市道橋津第5号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道橋津第2号線との交点に至り、同市道を北へ進み県道諸富西島線との交点に至り、同県道を南へ進み国道444号との交点に至り、同国道を南へ進み市道諸富・石塚線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道208号との交点に至り、同国道を北西へ進み同市北川副町大字光法と同市諸富町大字山領の境界との交点に至り、同境界を東へ進み市道加与丁・尾ノ島橋線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑥ 川副特定猟具使用禁止区域(銃器)
佐賀市川副町大字犬井道の県道佐賀川副線と同市川副町の第2線堤防から北へ2つ目の水路との交点を起点とし、同水路を東へ進み同堤防との交点に至り、同堤防を北へ進み筑後川の支流早津江川の第1線堤防との交点に至り、同堤防の外周を南へ進み有明海及び八田江河口を経て第2線堤防との交点に至り、同所と接続した水路を北へ進み同堤防と同水路との交点から北へ2つ目の東西の水路との交点に至り、同水路を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

⑦ 波戸岬地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
波戸岬突端の神社を起点とし、海岸線を東方へ進み波戸漁港小童神社に至り、波戸港線を南下し県道波戸岬線との交点に至り、同所を北上し波戸バス停に至り、西方へ公園道路を進みキャンプ場を過ぎ玄海水産振興センター種苗開発室の敷地西側境界を海岸まで至り、海岸線を北上し起点まで至る区域

⑧ 呼子特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市呼子町殿ノ浦の国道204号名護屋大橋と同町の海岸線との交点を起点とし、同所から海岸線を北へ進み小友漁港の西側の呼子南防波堤に至り、同所から南へ進み市道坊山小友線に至り、同所から同市道を西へ進み国道382号との交点に至り、同所から国道204号と市道呼子環状東線との交点に至り、同市道を南へ進み県道鎮西唐津線と県道肥前呼子線との交点に至り、同所から県道肥前呼子線を西へ進み国道204号との交点に至り、同国道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び加部島全域

⑨ 七ツ釜地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市湊屋形石の七ツ釜公園北西端の眼鏡岩を起点とし、北東に海岸線を進み土器崎、七ツ釜を経て5.5メートル海岸線を南下し進み2メートル道路との交点に至り、同所を西北に進み七ツ釜公園駐車場道路を西北へ海岸線を起点まで北上する区域

⑩ 神島特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市神集島全域

⑪ 菅牟田特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市神田の県道唐津肥前線と平木場ダムとの交点を起点とし、同ダムえん堤を東へ進み農道との交点に至り、同農道を山田峠まで進み県道千々賀神田線との交点に至り、同県道を南西へ進み林道山田線との交点に至り、同林道を南西へ進み市道山田竹木場線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道八谷橋菅牟田線との交点に至り、同市道を北へ進み県道唐津肥前線との交点に至り、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑫ 満越地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市肥前町の海岸線熊野神社を起点とし、農道を東へ進み瓜ケ坂部落に至り、市道瓜ケ坂線を進み市道瓜ケ坂新木場線に至り、同所を市道満越線へ進み市道万賀里川満越線に至り、終点まで進みいろは島国民宿舎に至る海岸線を西へ進み起点に至る区域及び島山島一円

⑬ 唐津浜崎特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市浜玉町浜崎玉島川河口右岸堤防突端を起点とし、同堤防を南東へ進みJR筑肥線との交点に至り、同JR線を南へ進み横田川の鉄橋を経て市道東～山田線との交点に至り、同市道を南へ進み同市浜玉町大字東山田字外原の県道327号七山唐津線との交点に至り、同県道を南西へ進み県道258号半田鬼塚線との交点に至り、同県道を西へ進み市道原久里線との交点に至り、同市道を南西へ進み同市下久里の県道40号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道城大野線との交点に至り、同市道を東へ進み弓田溜池の東端に至り、同地点からつつじケ丘団地の東側に沿って南へ進み市道宮ノ前線との交点に至り、同市道を西へ進み県道40号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南へ進み双水橋に至り、市道山本宮ノ前線を経てJR唐津線との交点に至り、同JR線を北へ進み市道菜畑見借線との交点に至り、同市道を北東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北西へ進み臨港道路大島線との交点に至り、同臨港道路を北東へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を南東へ進み臨港道路二タ子線との交点に至り、九州電力株式会社唐津発電所(跡地)の北端を経て同発電所東端に至り、西ノ浜の海岸線を東へ進み舞鶴橋を経て、松浦潟の海岸線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、鏡山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

⑭ 相知特定猟具使用禁止区域(銃器)
唐津市相知町相知の国道203号と県道平山相知線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道緑山線との交点に至り、同市道を東へ進みJR唐津線との交点に至り、同線を西へ進み県道平山相知線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平山・佐里線との交点に至り、同市道を西へ進み市道杉野線との交点に至り、同市道を北へ進み県道山崎西相知停車場線との交点に至り、同県道を北東へ進み国道203号との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑮ 鳥栖基山特定猟具使用禁止区域(銃器)
三養基郡基山町の県道17号久留米基山筑紫野線と町道三国丸林線との交点を起点とし、同町道を東へ進み国道3号との交点に至り、同国道を南へ進み基山町と鳥栖市との境界に至り、同市町境を東へ進み市道北西川2号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道北西1号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道吉永・姫方線との交点に至り、同市道を西へ進み市道国道・永吉線との交点に至り、同市道を西へ進み本川川との交点に至り、同地点から本川川に沿って南へ進み国道500号の本郷橋に至り、同県道を東へ進み九州自動車道との交点に至り、同自動車道を南へ進み県道鳥栖朝倉線の交点に至り、同県道を西へ進み市道東部17号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道姫方・基里運動広場線の交点に至り、同市道を南へ進み市道原・酒井西線との交点に至り、同市道を東南に進み市道水屋・幡崎線との交点に至り、同市道を南に進み市道東部44号線との交点に至り、同地点から西へ大木川を横断し国道3号線との交点に至り、同国道を南へ進み県道336号中原鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み県道145号江口長門石江島線との交点に至り、同県道を南西へ進み三養基郡みやき町の町道千栗宮前線との交点に至り、同町道を西へ進み県道22号北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を南西へ進み、鳥栖市とみやき町との境界に至り、同境界を北へ進み県道31号佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北東へ進み鳥栖市平田町字乗目の市道平田養父線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道山浦牛原線との交点に至り、同市道を北へ進み市道八幡宮牛原線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道築地別石線との交点に至り、同市道を北西へ進み九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道を北東へ進み県道17号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北東へ進み田代公園南端との交点に至り、同地点より同公園の境界を北西へ進み市道北部丘陵西通線との交点に至り、同市道を北へ進み県道九千部山公園線との交点に至り、同県道を東へ進み市道北部丘陵西通3号線との交点に至り、同市道を北へ進み鳥栖市と基山町との境界に至り、同市町境を東へ進み県道17号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び国道3号より東の基山町都市計画図(令和4年4月1日時点)における市街化区域に指定された区域。ただし、朝日山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

⑯ 筑後川河川敷特定猟具使用禁止区域(銃器)
福岡県と佐賀県の境界と鳥栖市の市道下野中央線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道上分島線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み下野揚水機から新宝満川を東に横断し福岡県と佐賀県の境界に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域及び福岡県と佐賀県との境界と三養基郡みやき町の筑後大堰管理橋との交点を起点とし、同所から同橋を北に進み国道264号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道江口長門石江島線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み福岡県と佐賀県との境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

⑰ 多久特定猟具使用禁止区域(銃器)
多久市多久原の国道203号と県道308号小侍多久原線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道中多久環状線との交点に至り、同市道を南へ進みＪＲ唐津線との交点に至り、同ＪＲ線を西北西へ進み国道203号との交点に至り、同国道を東へ進み県道338号岸川莇原線との交点に至り、同県道を北へ進み市道小侍番所線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道山犬原立山線に至り、同市道を南へ進み市道砂原浦山前田線に至り、同市道を南へ進み市道砂原山犬原線との交点に至り、同市道を東へ進み市道中の原山犬原線との交点に至り、同市道を南東へ進み国道203号との交点に至り、同国道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

⑱ 鬼の鼻山特定猟具使用禁止区域(銃器、くくりわな、はこおとし、囲いわな)
多久市多久町の市道東の原・中野線と林道中野線との交点を第1起点とし、第1起点から同市道を南西へ進み、市道梅野線との交点に至り、市道東の原中野線との交点から西へ200メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み市道梅野線との交点に至り、同市道を西へ300メートルの地点まで進み、同所から農道に沿って南東へ進み沢に至り、沢に沿って北東へ進み林道中野線との交点に至り、同林道に沿って北へ進み第1起点に至る線で囲まれた区域及び同市南多久町の林道井上線と杵島郡大町町の境界との交点を第2起点とし、第2起点から同林道を北へ100メートルの地点まで進み、同所から林道(大山口作業道)を北へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道・鬼の鼻生活環境林管理道路を南西へ進み市道梅野線との交点の手前1,500メートルの地点まで進み、同所から作業道を南へ進み同市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域

⑲ 福田地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市黒川町福田の国道204号線と市道塩屋・浦潟線との交点を起点とし、同市道を南西へ進み同町福田1416番地先海岸に至り、同海岸の水際線を北西へ進み、同町福田字汐干崎1444番に至り、同所と同所直北の字道切1番2地先の福田臨港道路とを直線で結んだ線に沿って進み同臨港道路に至り、同臨港道路を東へ進み市道福田・煤屋線との交点に至り、同地点から農地と山林の境界を東へ進み市道福田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道福田6号線との交点に至り、同市道を南へ進み福田4号線との交点に至り、同市道を南へ30メートル進み用水路との交点に至り、同用水路を西へ進み市道福田6号線との交点に至り、同市道を南へ進み福田臨港道路との交点に至り、同臨港道路を南東へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

⑳ 塩屋地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市瀬戸町の国道204号線と市道瀬戸・釘島線との交点を起点とし、同市道を北西へ進み市道瀬戸・築港線との交点に至り、同点と同点北の同市黒川町塩屋字七ツ島5番10地先海岸とを直線で結んだ線に沿って進み同海岸に至り、同海岸の水際線を東へ進み市道塩田1号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道早里・椿原・七ツ島線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道小黒川2号線との交点に至り、同市道を南西へ進み国道204号との交点に至り、同国道を南へ進み市道黒塩1号線との交点に至り、同市道を東へ進み同市道の終点に至り、同点と起点を結んだ線に沿って進み起点に至る線で囲まれた区域

㉑ 伊万里団地特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市山代町の伊万里団地全域及び伊万里団地南東の祇園大橋と伊万里団地護岸の交点を起点とし、起点から久原線臨港道路を南へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北西へ進み市道久原6号線との交点に至り、同点と伊万里団地最北西護岸を結んだ線に沿って進み同護岸に至り、同護岸を南へ進み市道鳴石5号線との交点に至り、同護岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉒ 脇田地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市脇田町の県道321号黒川松島線と市道札ノ元・古瓶屋線との交点を起点とし、同県道を北へ進み市道平山・屋敷野線との交点に至り、同市道を南へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を南へ進み同市脇田町字平野878番1に至り、同所との同市大坪町甲字永山1782番1を直線で結んだ線及びその延長線を経て同延長線と市道脇田・永山線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道脇田6号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉓ 白野地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市大坪町甲の市道白野・原屋敷線と市道白野10号線との交点を起点とし、市道白野・原屋敷線を北西へ140メートル進み里道との交点に至り、同里道を北東へ進み同里道の終点に至り、同終点と同市大坪町甲字高尾1307番地先の里道分岐点を直線で結んだ線を経て同分岐点に至り、同分岐点から北東へ伸びる里道を進み同市南波多町と同市大坪町甲の境界との交点に至り、さらに同里道を南東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み市道白野10号線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉔ 伊万里特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市山代町楠久の国道204号と県道5号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・築港線と市道脇田・築港線との交点とを直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・築港線を東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北へ進み市道松島・瀬戸線の交点に至り、同市道を南東へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南東へ進み県道321号線黒川松島線との交点に至り、同県道を南東へ進み市道川北17号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道脇田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道321号黒川松島線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道脇田2号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道大坪・松島線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町15号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道栄町10号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道栄町21号線との交点に至り、同市道を南東へ進み農道に至り、同農道を南東へ進み市道白野1号線に至り、同市道を南へ進み岩栗・白野線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道白野・柳井町線に至り、同市道を北東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み県道239号上伊万里停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道上伊万里・平尾線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道26号伊万里山内線との交点に至り、同県道を西へ進み市道窯業団地線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を西へ進み市道立花台・富士町線との交点に至り、同市道を西へ進み市道金谷・吉田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道川東・富士町線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み松浦鉄道との交点に至り、同鉄道を南西へ進み伊万里市と有田町との境界線に至り、同境界線を西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を北へ進み国道204号に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉕ 上古賀地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
伊万里市大川内町の市道古賀・正力坊線と市道古賀18号線との交点を起点とし、同市道を東へ進み同市大坪町丙555番2地先の里道との交点に至り、同里道を南東へ進み同市大坪町丙と同市大川内町甲との境界に至り、同境界を南へ進み都川内森林公園敷地境界線との交点に至り、同敷地境界線を南東へ進み国有林との境界に至り、同境界を西へ進み九州電力高圧線との交点に至り、同高圧線を北西へ進み同市大川内町甲と同市大坪町丙の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み同市大川内町甲字三本松3149番8地先の里道との交点に至り、同里道を北西へ進み市道古賀・正力坊線との交点に至り、同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉖ 高野特定猟具使用禁止区域(銃器)
武雄市の市道馬神原田線と市道大峠線との交点を起点とし、同市道を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み主要地方道24号武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み市道馬神原田線との交点に至り、同所を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉗ 武雄特定猟具使用禁止区域(銃器)
武雄市の国道34号と市道平原梅林線との交点を起点とし、同国道を北へ進み市河川武雄川との交点に至り、同河川を西へ進み市道渕ノ尾内田線との交点に至り、同市道を北へ進み国道35号との交点に至り、同国道を東へ進み市道下西山線との交点に至り、同市道を東へ進み市道山王線との交点に至り、同市道を西へ進み市道本町本堂線との交点に至り、同市道を東へ進み市道下西山上砥石川線との交点に至り、同市道を北へ進み市道永松上砥石川線との交点に至り、同市道を東へ進み市道竹下蓬莱線との交点に至り、同市道を北へ進み市道蓬莱線との交点に至り、同市道を北へ進み同市道の終点に至り、同点、広福寺、旧屠殺場及び円応寺入口をそれぞれ直線で結んだ方向に進み市道五ノ角明暗谷線との交点に至り、同市道を東へ進み市道馬場線との交点に至り、同市道を東へ進み県道中野武雄線との交点に至り、同県道を南へ進み市道山下中学校線との交点に至り、同市道を東へ進み市道武雄甘久線との交点に至り、同市道を南へ進み県道武雄伊万里線との交点に至り、同県道を南へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を南へ進み県道武雄塩田線との交点に至り、同県道を西へ進み市道野間四十九重線との交点に至り、同市道を南へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を南へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を西へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線により囲まれた区域

㉘ 保養村特定猟具使用禁止区域(銃器)
武雄市永島の県道330号武雄塩田線と市道溝の上線との交点を起点とし、同市道を南西へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を北東へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を東へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を北東へ進み市道野間四十九重線に至り、同市道を北東へ進み県道330号武雄塩田線に至り、同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉙ 鹿島特定猟具使用禁止区域(銃器)
鹿島市の塩田川右岸とJR長崎本線との交点を起点とし、同JR線を南へ進み市道井手・看場線との交点に至り、同市道を東へ進み鹿島大橋を経て重ノ木臨港道路との交点に至り、同臨港道路を南へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を南東へ進み国道207号との交点に至り、同国道を北西へ進み国道207号鹿島バイパスとの交点に至り、同バイパスを西へ進み国道207号との交点に至り、同国道を北東へ進み塩田川右岸との交点に至り、同河川右岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域(鹿島鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。)

㉚ 小城特定猟具使用禁止区域(銃器)
小城市小城町の県道小城富士線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み国道203号線との交点に至り、同国道を南東へ進み同市三日月町の市道土生・戌線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との交点に至り、同農道を西へ進み同市小城町畑田と同市三日月町久米の境界との交点に至り、同境界を北へ進み市道西川栗原西小路線との交点に至り、同市道を西へ進み市道久蘇鷺ノ原線との交点に至り、同市道を北へ進み県道小城富士線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉛ 牛津特定猟具使用禁止区域(銃器)
小城市牛津町柿樋瀬の国道34号との県道川上牛津線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道若竹線との交点に至り、同市道を東へ進み西水東水幹線との交点に至り、同幹線を南へ進み国道207号との交点に至り、同国道を西へ進み同市小城町牛津と同市芦刈町芦溝の境界との交点に至り、同境界に沿って牛津川との交点に至り、同河川を北へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川新屋敷の境界との交点に至り、同境界を西へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川泉の境界に至り、同境界を北へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川両新村の境界に至り、同境界を東へ進み、同境界と同河川との交点に至り、同河川を南へ進み国道34号線との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉜ 嬉野特定猟具使用禁止区域(銃器)
嬉野市湯野田の国道34号と県道大村嬉野線との交点を起点とし、同起点から同国道に沿って北東に進み市道病院通り線との交点に至り、同点から同市道に沿って北に進み市道大畑内野山線との交点に至り、同点から同市道に沿って南東に進み国道34号との交点に至り、同点から同国道に沿って北東に進み県道鹿島嬉野線との交点に至り、同点から同県道に沿って南東に進み市道嬉野環状2号線との交点に至り、同点から同市道に沿って南西に進み市道八区画8号線との交点に至り、同点から同市道に沿って北に進み市道的場線との交点に至り、同点から同市道に沿って西に進み市道下岩屋線との交点に至り、同点から同市道に沿って南西に進み県道大村嬉野線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み起点に至る線に囲まれた区域

㉝ 大野原特定猟具使用禁止区域(銃器)
嬉野市嬉野町の長崎県と佐賀県の県界と農道宇坪線との交点を起点とし、同農道を東へ進み大野原演習場の境界との交点に至り、同境界を南へ進み県界との交点に至り、同県界を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㉞ 城原特定猟具使用禁止区域(銃器、くくりわな)
神埼市神埼町竹にある川寄橋西側を起点とし、同地点から県道若宮鶴線を西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北へ進み字上善寺と字四本谷の字界との交点に至り、同字界を北に進み菅生川との交点に至り、同河川右岸を北西に進み九州横断自動車道との交点に至り、同高速道路北側を東へ進み国有林と民有地の境界に至り、同境界を北へ進み同市神埼町と同市脊振町との境界に至り、同境界を東へ進み城原川との交点に至り、同河川の右岸を南へ進み朝日橋、菅生橋及び八子橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

㉟ 吉野ヶ里特定猟具使用禁止区域(銃器)
吉野ヶ里町大字大曲の町道永田ヶ里志波屋線と国道385号との交点を起点とし、同国道を南へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を西へ進み三本松川との交点に至り、同川を北へ進み天神橋との交点に至り、同地点を東へ進み神埼市と吉野ヶ里町の境界線との交点に至り、同境界線を北へ進み町道永田ヶ里志波屋線との交点に至り、同町道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊱ 神埼特定猟具使用禁止区域(銃器)
神埼市神埼町田道ヶ里のＪＲ長崎本線と同市と神埼郡吉野ヶ里町との境界との交点を起点とし、同境界を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み市道国道34号・駅ヶ里住宅線との交点に至り、同市道を南へ進み市道駅ヶ里・広円線との交点に至り、同市道を東へ進み農道駅ヶ里東線との交点に至り、同農道を南へ進み農道大依2号線との交点に至り、同農道を西へ進み国道385号との交点に至り、同国道を西へ進み市道神納橋・神埼ヶ里線との交点に至り、同市道を南へ進み県道市武神埼線との交点に至り、同県道を西へ進み、市道県道市武線・国道385号との交点に至り、同市道を南へ進み国道385号との交点に至り、同国道を300メートル程南へ進み用悪水路1448番地との交点に至り、同水路を西へ進み市道本堀・村下団地線との交点に至り、同市道を北へ進み市道村下団地・小桜保育園前線との交点に至り、同市道を西へ進み市道四丁目・永歌線との交点に至り、同市道を北へ進み市道小津ヶ里・神陽団地線の交点に至り、同市道を西へ進み市道西小津ヶ里団地線との交点に至り、同市道を北へ進み城原川左岸側との交点に至り、同河川を北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み市道横武・池辺田線との交点に至り、同市道を北へ進み市道清明高校・馬郡音線に至り、同市道を北へ進み市道横武北線との交点に至り、同市道を東へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み市道今屋敷・猪面線との交点に至り、同市道を北へ進みＪＲ長崎本線との交点に至り、同ＪＲ線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊲ 三田川特定猟具使用禁止区域(銃器)
三養基郡上峰町切通のＪＲ長崎本線と県道中原三瀬線との交点を起点とし、同県道を南へ進み同町と三養基郡みやき町の境界との交点に至り、同境界を南へ進み町道坊所線との交点に至り、同町道を東へ進み農道中村中央線との交点に至り、同農道を南へ進み町道坊所九丁分線との交点に至り、同町道を西へ進み町道下津毛坊所線との交点に至り、同町道を南へ進み町道下坊所南線との交点に至り、同町道を西へ進み町道下坊所西線との交点に至り、同交点より北西へ進み町道特老中杖線に至り、同町道を西へ進み三養基郡上峰町と神埼郡吉野ヶ里町の境界との交点に至り、同境界から町道上豆田坊所線を西へ進み水路との交点に至り、同水路を北へ進み町道立野西南線との交点に至り、同町道を西へ進み町道田手村目達原線との交点に至り、同町道を西へ進み田手都市下水路との交点に至り、同水路を西へ進み町道力田豆田線との交点に至り、同町道を西へ進み国道385号との交点に至り、同国道を南へ進み田手川との交点に至り、同河川の東側を北へ進みＪＲ長崎本線との交点に至り、同ＪＲ線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊳ 城戸・宮浦特定猟具使用禁止区域(銃器)
三養基郡基山町の福岡県と佐賀県の県界と県道17号久留米基山筑紫野線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み県道基山公園線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中山線との交点に至り、同町道を北へ進み町道天台寺線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道城戸1号線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道三国・丸林線との交点に至り、同町道を東へ進み町道長葉山線との交点に至り、同町道を北東へ進み佐賀県と福岡県との県界に至り、同県界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊴ 鎮西山特定猟具使用禁止区域(銃器)
三養基郡上峰町大字堤字三本黒木アスレチック広場北側駐車場を起点とし、同地点から鎮西山山頂へ向かう遊歩道を進み鎮西山山頂展望広場に至り、同所から北へ進み広域基幹林道九千部山横断線手前約300メートル付近から東へ約100メートル進み遊歩道を南下し、キャンプ広場東側道路を経て多目的広場駐車場に至り、同所から東へ約50メートル進み林道沿いを約250メートル南下し、ヤマモモ林を経て平井山荘に至り、同所から西へ進み砂防ダムに至り、遊びの森の芝生広場南側を経てアスレチック広場南を迂回し起点に至る線で囲まれた区域

㊵ 香田地区特定猟具使用禁止区域(銃器)
三養基郡みやき町山田地区の町道高柳・香田線と町道石井・山田線との交点を起点として、起点からリサイクルプラザ敷地に沿って北東へ進み農道内香田線に至り、同農道を北東へ進み農道目明谷線に至り、同農道を南へ進み鳥栖・三養基西部環境施設組合管理道路へ至り、同管理道路を南東へ進み長崎自動車道の北側に沿って西へ進み町道高柳・香田線へ至り、同町道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊶ 鳥栖・三養基特定猟具使用禁止区域(銃器)
三養基郡みやき町大字東尾の県道北茂安三田川線と町道白石西尾線との交点を起点とし、同町道を北へ進み同町簑原と同町白壁の境界との交点に至り、同境界に沿って北東へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北東へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を南へ進み県道北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊷ 藤ノ平ダム特定猟具使用禁止区域(銃器)
東松浦郡玄海町の町道諸浦・藤平線と町道神屋・滝の上線との交点を起点とし、町道諸浦・藤平線に沿って東へ進み町道長倉・藤平線との交点に至り、同町道を西へ進み町道神屋・滝の上線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊸ 玄海特定猟具使用禁止区域(銃器)
東松浦郡玄海町の有浦川と国道204号線との交点を起点とし、同国道を南へ進み町道後谷轟木線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道牟形轟木線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道牟形南浦田線との交点に至り、同町道を南西へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南へ進み座川との交点に至り、同河川を西へ進み同河川の河口に至り、同所から海岸線を北西へ進み有浦川の河口に至り、同河川を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊹ 有田特定猟具使用禁止区域(銃器)
有田町泉山の県道上有田停車場線と国道35号との交点を起点とし、同起点から同国道に沿って南西に進みJR佐世保線との交点に至り、同点から同路線に沿って東に進み県道大木有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み県道伊万里有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って東に進み県道大木有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って北東に進み県道上有田停車場線との交点に至り、同点から同県道に沿って東に進み起点に至る線に囲まれた区域

㊺ 白石特定猟具使用禁止区域(銃器)
杵島郡白石町大字東郷の六角川堤防と国道207号との交点を起点とし、同国道を南へ進み県道武雄福富線との交点に至り、同県道を東へ進み町道築切北川線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道干拓線との交点に至り、同町道を北西へ進み国道207号との交点に至り、同国道を南西へ進み町道廿治大井線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道大井中線との交点に至り、同町道を北西へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を北東へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道網代伊ヶ代線との交点に至り、同町道を北西へ進み農道白石2-35号線との交点に至り、同農道を北東へ進み町道網代線との交点に至り、同町道を北東へ進み県道武雄福富線を横断し町道西郷線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道西郷第1号線との交点に至り、町道西郷線を南東に進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進みJR長崎本線を横断し町道船津線との交点に至り、同町道を北東へ進み六角川堤防に至り、同堤防を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

㊻ 福富干拓特定猟具使用禁止区域(銃器)
杵島郡白石町の福富干拓全域。ただし、堤防敷地を除く。

鳥獣保護区特別保護地区(国指定)

1 東よか干潟特別保護地区
佐賀県佐賀市川副町の西新搦にある川副西部排水機場より西川副海岸防波堤を100m西進した地点の同防波堤表護岸天端肩から直角に沖合50m進んだ海上の点(北緯33度9分49.0秒 東経130度16分43.2秒)を起点とし、同所から沖合212m南西に進み海上の点(北緯33度9分43.5秒 東経130度16分38.3秒)に至り、同所から北西に進み海上の点(北緯33度10分26.6秒 東経130度15分28.4秒)に至り、同所から北西に進み海上の点(北緯33度11分6.9秒 東経130度14分54.0秒)に至り、同所から北東に進み東与賀海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合50m進んだ海上の点(北緯33度11分23.3秒 東経130度15分4.6秒)に至り、同所から東与賀海岸防波堤の表護岸天端肩から50m沖合線を南東に進み西川副海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合50m進んだ線との交点(北緯33度10分7.6秒 東経130度16分41.2秒)に至り、同所から同延長線上を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

2 肥前鹿島干拓特別保護地区
佐賀県鹿島市の富山籠排水樋管前面の富山籠及び末増籠の海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合50mの海上進んだ点(北緯33度6分22.3秒 東経130度7分30.6秒)を起点とし、同所から富山籠及び末増籠の海岸防波堤の表護岸天端肩から50m沖合線北東に進み海上の点(北緯33度7分19.6秒 東経130度7分26.5秒)に至り、同所から北東に進み鹿島市と白石町の境界線と航路右岸との接点(北緯33度7分24.2秒 東経130度7分30.2秒)に至り、同所から鹿島市と白石町の境界線を南東に進み航路右岸との交点(北緯33度7分1.2秒 東経130度7分43.9秒)に至り、同所から航路右岸を南東に進み海上の点(北緯33度7分0.0秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から南進し海上の点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から西進し航路左岸との交点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分30.8秒)に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

指定猟法禁止区域

⚠ 只江川河口指定猟法禁止区域(鉛散弾)
杵島郡白石町新拓の只江川と町道新拓1号線との交点を起点とし、同町道を北東へ約600メートル進み農道新拓3号線との交点に至り、同農道を南東へ進み農道新拓6号線に接続し、同農道を南東へ進み農道新拓9号線に接続し、同農道を南東へ進み農道新拓41号線に接続し、同農道を南東へ進み有明海堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西へ約1,200メートルの地点まで進み、同所と白石町新明58号水路とを直線で結び、同水路を北西へ進み農道新明16号線との交点に至り、同農道を北東へ進み農道新明18号線に接続し、同道路を北西へ進み町道大和干拓線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

狩猟者登録証は、狩猟期間終了後 速やかに返納しましょう

返納先　一般社団法人　佐賀県猟友会〒840-0027　佐賀市本庄町本庄278-4(森林会館内)TEL0952-26-6543

◎関係法令を守って狩猟をしましょう。

発行元　佐賀県農林水産部　生産者支援課　TEL0952-25-7113(直通)